

○南アルプス市事後審査型条件付一般競争入札実施要領

平成19年2月27日

告示第18号

最終改正 令和4年3月30日告示第83号

(趣旨)

第1条 この告示は、南アルプス市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する工事をいう。）、物品の購入及び業務委託等（以下これらを「案件」という。）に係る事後審査型条件付一般競争入札の実施に関し、入札参加者の、申請手続の負担軽減及び事務の効率化を図るとともに、入札への参加機会の確保及び入札に係る一層の透明性、公平性の向上、公正な競争の促進を図ることを目的とし、南アルプス市財務規則（平成15年南アルプス市規則第42号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる案件)

第2条 事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）の対象とする案件（以下「対象案件」という。）は、予定価格が次に掲げる案件とする。ただし、特別な事情により事後審査型入札による方式が適さない場合は、この限りでない。

- (1) 建設工事 700万円以上
- (2) 業務委託 500万円以上
- (3) 物品の製造の請負、財産の買入れ 500万円以上
- (4) 役務の提供 500万円以上
- (5) 物件の借入れ 500万円以上
- (6) 前各号に掲げるもののほか、案件の特殊性又は専門性の事情により事後審査型入札に付することが適当と認めるもの

2 前項第6号の規定により事後審査型入札に付するときは、南アルプス市建設工事等指名選考委員会（南アルプス市建設工事等指名選考委員会設置要綱（平成15年南アルプス市訓令第35号）第2条第1項に規定する委員会をいう。）の意見を聴くものとする。

3 第1項の場合において、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の額を基準とする。

- (1) 賃貸借契約に係るもの 予定賃貸借料の年額又は総額
- (2) 単価契約に係るもの 当該年度の支出見込額
- (3) 長期継続契約に係るもの 全期間の総額

(入札参加資格要件)

第3条 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 南アルプス市の入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 南アルプス市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札（以下「電子入札」という。）にあつては、財団法人日本建設情報センター及び財団法人日本港湾空港建設技術サービスセンターが電子入札コアシステム対応認証局として指定した者が発行した電子証明書を取得し、電子入札システムに利用者登録を行った者であること。
- (4) 南アルプス市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成21年南アルプス市告示第39号）又は南アルプス市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成29年南アルプス市告示第36号）（以下これらを「措置要領」という。）による指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 共同施工方式で施工する場合であつては、南アルプス市共同企業体取扱要綱（平成15年南アルプス市告示第67号。以下「取扱要綱」という。）第7条第1項の規定による構成員要件を満たし、特定建設工事共同企業体を結成すること。
- (6) 建設工事にあつては、法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象案件ごとに定める事項を満たす者であること。

(市長が定める資格)

第4条 市長は、前条第7号の資格を、政令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、対象案件ごとに定め、公告に記載するものとする。

2 市長は、前条第7号の参加資格を定めるときは、南アルプス市入札参加資格審査委員会（南アルプス市入札参加資格審査委員会設置要綱（平成19年南アルプス市訓令第35号）第1条に規定する審査委員会をいう。）の審議を経て決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 市長は、事後審査型条件付一般競争入札を実施するとき、規則第175条に規定する事項のほか次に掲げる事項を公告するとともに、入札情報公開システム及び南アルプス市のホームページに掲示することにより行うものとする。

- (1) 紙媒体により行う入札（以下「紙入札」という。）にあつては、南アル

プス市事後審査型条件付一般競争入札参加申出書（様式第1号の1、様式第1号の2又は様式第1号の3。以下「参加申出書」という。）の提出期限及び提出場所、電子入札にあっては、電子入札システム内に収められた様式のうち、競争参加資格確認申請書（以下「参加申請書」という。）の提出期限。ただし、参加申請書の提出が不要な電子入札案件（以下「ダイレクト入札」という。）を除く。

(2) 落札者の決定方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

2 前項の公告の内容については、総務部総務課において閲覧できるようにするものとする。

(入札参加等)

第6条 対象工事の紙入札に参加しようとする者（以下「紙入札参加者」という。）は、参加申出書を持参により、電子入札（ダイレクト入札を除く。）に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、参加申請書を電子入札システムにより公告に示す期日までに提出するものとする。ただし、電子入札参加者の中に紙媒体により電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札紙参加者」という。）がいるときの参加申請書の提出方法は、持参によるものとする。

2 入札に参加できる者は、紙入札にあっては参加申出書を提出した者とし、電子入札にあっては参加申請書を提出し市長が入札参加を認めた者及びダイレクト入札に参加する者とする。ただし、市長が必要であると認めた場合は、受付期限を定め、入札参加の意思確認のため、事前に第9条第3項に掲げる書類を提出させることができるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札参加者を事後審査型条件付一般競争入札に参加させないものとする。

(1) 第3条、第4条の規定による入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 第6条の規定による提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

(3) 入札参加者が措置要領に規定する指名停止措置を受けたとき。

(入札の執行)

第8条 再度の入札は、1回までとする。ただし、予定価格を事前に公表した案件については、再度入札は行わない。

(開札及び入札参加資格確認審査書類の提出)

第9条 開札は、紙入札にあっては公告に示す日時及び場所において、電子入札にあっては公告に示す日時に電子入札システムにおいて行うものとする。

2 入札執行者は、開札したのち、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設け

た場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内) で入札した者を落札候補者とし、紙入札にあっては、価格の低い順に3番目までその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、開札を終了する。電子入札にあっては、電子入札システム内に収められた様式のうち、保留通知書に価格の低い順に3番目までの入札価格及び落札候補者の名前を記載し、電子入札システムにより入札参加者に通知して、開札を終了する。この場合において、当該電子入札に電子入札紙参加者がいるときは、電子入札システムによる通知と合わせ、紙入札と同様に価格に低い順に3番目までその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、開札を終了するものとする。

- 3 落札候補者のうち、次の入札参加資格を確認する書類（以下「確認書類」という。）の提出を求められた者は、指定する日時及び場所まで持参により提出しなければならない。ただし、ダイレクト入札にあっては、指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

建設工事	提出書類	区分	
		共同企業体を結成する場合	左記以外の場合
	入札参加資格確認申請書	様式第2号の1	様式第2号の2
	同種工事等の施工実績	様式第3号の1	
	配置予定技術者の資格及び経験	様式第4号の1	
	資格要件等総括表	様式第5号	
	特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書	取扱要綱 様式第2号	必要なし
	特定建設工事共同企業体協定書	取扱要綱 様式第3号	必要なし
	その他	上記以外で市長が必要と認める資料等	
業務委託等	提出書類		
	入札参加資格確認申請書	様式第2号の3	
	同種業務等の履行実績	様式第3号の2	
	配置予定技術者の資格及び経験	様式第4号の2	
	その他	上記以外で市長が必要と認める資料	

		等
物品購入等	入札参加資格確認申請書	様式第2号の4
	同種物品の納入等の実績	様式第3号の3
	その他	上記以外で市長が必要と認める資料等

4 落札候補者が前項の規定に基づく確認書類を期限内に提出しないとき又は、落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行った指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

5 前項の規定により落札候補者のした入札を無効としたときは、その者の次順位の者に第3項に規定する確認書類の提出を求める。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定等)

第10条 市長は、最も入札価格の低い落札候補者（以下「第一位の落札候補者」という。）から順に、確認書類の審査を行うものとし、前条第3項に規定する確認書類の提出期限の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に審査を行うものとする。ただし、落札候補者の審査に疑義が生じたときは、南アルプス市公正入札調査委員会（以下「公正委員会」という。）に諮り、落札者としての適否について意見を聴くものとし、この場合における確認書類の審査は、3日を超えて行うことができるものとする。

2 前項の規定による審査の結果、第一位の落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、その者の入札を無効とし、次に低い入札価格の落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について確認書類の審査を行うものとする。

3 市長は、前2項の審査の結果、入札参加資格を満たす者が確認された場合、その者を落札者として決定し、紙入札にあつては落札決定通知書（様式第6号の1又は様式第6号の2）により落札者に通知し、電子入札にあつては電子入札システムにより落札者に通知するものとする。

4 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して、紙入札及び電子入札（ダイレクト入札を除く。）にあつては落札候補者資格不適格通知書（様式第7号の1又は様式第7号の2）により通知し、ダイレクト入札にあつては電子入札システムにより落札者に通知するものとする。

5 前項の規定により入札参加資格を満たしていないことの通知を受けた者（以下「不適格通知受取者」という。）は、当該通知の日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く）に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下、「不適格理由」という。）についての説明を、書面により求めることができるものとする。

のとする。

6 市長は、不適格理由についての説明を求められた場合には、当該書面を受けた日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

7 前項の回答は、必要に応じて公正委員会に諮り、決定するものとする。

8 不適格通知受理者は、不適格理由の説明を求めても事務の執行を妨げないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事後審査型条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月6日告示第75号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月25日告示第165号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日告示第100号)

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月19日告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月19日告示第145号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行し、同日以後公告する案件から適用する。

(準備行為)

2 この告示の施行に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成31年3月22日告示第81号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日告示第93号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第83号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。